

棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙

公費負担の手引き

令和5年6月1日

棚倉町選挙管理委員会

目次

1 公費負担の前提となる事項	p2
2 公費負担の対象と限度額	p4
【補足】公費負担上限額の考え方	p6
3 選挙運動用自動車に係る公費負担手続	p7
I 選挙運動用自動車の一般運送契約(ハイヤー方式)	p7
II 選挙運動用自動車の借入、燃料供給、運転手の雇用に係る契約(個別契約方式)	p10
4 選挙運動用ビラの作成における公費負担手続	p16
5 選挙運動用ポスターの作成における公費負担手続	p20

1 公費負担の前提となる事項

公費負担の適用を受けるにあたって前提となる事項を以下に示します。

(1) 公費負担の対象となる経費

以下の経費についてのみ対象となります。

- 選挙運動用自動車の借入費、燃料費、運転手雇用費
- 選挙運動用ビラの作成費
- 選挙運動用ポスターの作成費

(2) 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限られ、無償契約の場合は対象となりません。

(3) 契約書を作成すること

公費負担の対象にする場合、契約に関する書類(以下「契約書等」という。)を作成してください。

契約書等は、(4)で述べるとおり、公費負担に関する届出のときに添付書類としてその写しが必要になります。

契約書等に様式の定めはありませんが、作成の例として参考様式1～6をお示しします。

(4) 契約する業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、7ページ以降の手続ごとの説明を参照のうえ、業者等の選定をしてください。

(5) 選挙管理委員会に届け出ること

公費負担を適用する場合、町の規則で定められた様式(後述する様式)と、契約書等の写しを選挙管理委員会(以下、町選管という)に提出してください。

なお、同種の公費負担に係る契約であっても複数の業者等と契約した場合は、業者等ごとに届出が必要となります。

(6) 供託物が没収となったときは公費負担制度の適用を受けられないこと

公費負担の適用を受ける手続等をされていても、選挙の結果、候補者に係る供託物が没収されることとなったときは、公費負担の対象になりません。

(7) 業者等に直接支払われること

公費負担となる費用は、町から直接業者等に支払います。

支払いにあたっては、業者等は、規則で定められた様式等により町に請求する必要があります。

支払いの時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日(選挙期日の翌日から14日経過した日)以降となりますので、契約のときにこの旨を業者等に説明してください。

また、公費負担の対象から除かれた場合、その費用は候補者が全額負担することとなりますので、契約の相手方となる業者等にもその旨を事前に確認してください。

(8) 公費負担は一定の限度額以内であること

公費で負担する額は、それぞれについて一定の限度額が定められています。

したがって、契約の合計額が限度額を超えたときは、その超えた額については候補者の負担となります。

(9) 公費負担の対象となる期間は最大で5日間であること

選挙運動の期間は、立候補の受付終了時から投票日の前日までとされているため、町村の選挙の場合、公費負担の対象となる期間は最大5日間となります。

したがって、選挙運動用自動車関係の経費について、立候補受付前に発生した分については、公費負担の対象となりません。

2 公費負担の対象と限度額

区 分	公 費 負 担 の 限 度 額
<p>1 選挙運動用自動車の使用</p> <p>※同一の日に二つの方式の契約をした場合には、候補者はいずれかの方式を指定しなければならない。</p> <p>※右欄のいずれの場合においても、公費負担の対象となるのは、以下の期間内に限られる。</p> <p>【公費負担対象期間】 立候補届出後から選挙執行日の前日まで(最大で5日間)</p>	<p>(1) 一般運送契約の場合(ハイヤー方式)</p> <p>自動車1台について選挙運動用自動車として使用された各1日につき契約により支払うべき金額(限度額64,500円)×使用日数</p> <p>※限度額 64,500円 × 5日 = 322,500円</p> <hr/> <p>(2) (1)の者以外の者との契約(個別契約方式)</p> <p>① 自動車の借入契約</p> <p>自動車1台について選挙運動用自動車として使用された各1日につき契約により支払うべき金額(1日あたりの上限額:16,100円)×使用日数</p> <p>※限度額 16,100円 × 5日 = 80,500円</p> <p>② 自動車の燃料供給契約</p> <p>候補者の選挙運動用自動車ごとに契約により供給した燃料の代金。ただし、町選挙管理委員会が確認したもの(限度額:7,700円×5日)の範囲内に限られる。</p> <p>※限度額 7,700円 × 5日 = 38,500円</p> <p>③ 自動車の運転手の雇用契約</p> <p>自動車の運転手1人について運転業務に従事した各1日につき契約により支払うべき金額(1日あたりの上限額:12,500円)×運転業務に従事した日数</p> <p>※限度額 12,500円 × 5日 = 62,500円</p>

区 分	公 費 負 担 の 限 度 額
2 選挙運動用ビラの作成	<p>契約によるビラ1枚当たりの作成単価(単価上限:7円51銭)×作成枚数(公職選挙法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内であることにつき、町選挙管理委員会の確認を受けた枚数に限られる)</p> <p>【町議会議員選挙の場合】1,600枚以内(2種類以内) <u>※限度額 7.51円 (単価上限)× 1,600枚 = 12,016円</u></p> <p>【町長選挙の場合】5,000枚以内(2種類以内) <u>※限度額 7.51円 (単価上限)× 5,000枚 = 37,550円</u></p>
3 選挙運動用ポスターの作成	<p>契約によるポスター1枚当たりの作成単価(単価上限:下記参照)×作成枚数(作成枚数がポスター掲示場数を超える場合は、当該掲示場の数に相当する範囲内であることにつき、町選挙管理委員会の確認を受けた枚数に限られる)</p> <p>単価上限 = $\frac{110円 \times \text{ポスター掲示場数}(46カ所) + 100,000円}{\text{ポスター掲示場数}(46カ所)}$ $\div 2,284円(1円未満の端数は切り上げ)$</p> <p><u>※限度額 = 2,284円×46枚 = 105,064円</u></p>

※これらの公費負担は、供託物が町に帰属することとならない場合に限られる。

【町議会議員選挙の場合】

○供託物が没収される場合(得票数が供託物没収点に達しないとき)

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{町議会議員定数}(14)} \times \frac{1}{10}$$

【町長選挙の場合】

○供託物が没収される場合(得票数が供託物没収点に達しないとき)

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

補 足

公費負担上限額の考え方

<p>選挙運動用自動車の借入れ(ハイヤー方式)</p> <p>※1日あたりの上限額 64,500円 ※限度額 64,500円×5日=322,500円</p>	
<p>選挙運動用自動車の借入れ(個別契約方式)</p> <p>※1日あたりの上限額 16,100円(1日つき1台対象) ※限度額 16,100円×5日=80,500円</p>	1日(又は1枚)当たりの契約金額が、1日(又は1枚)当たりの上限額を超える場合は、上限額が適用される。逆に上限額未満の場合は、契約金額が適用される。
<p>選挙運動用自動車の運転手雇用</p> <p>※1日あたりの上限額 12,500円(1日つき1人対象) ※限度額 12,500円×5日=62,500円</p>	例1) 自動車の借入れ(ハイヤー方式)で、契約金額70,000円/日の場合、公費負担金額は、64,500円×借入日数となる。
<p>選挙運動用ビラの作成</p> <p>※1枚あたりの上限額 7.51円 ※枚数上限 町長選挙 5,000枚、議員選挙 1,600枚 ※限度額 ・議員選挙 7.51円×1,600枚=12,016円 ・町長選挙 7.51円×5,000枚=37,550円</p>	例2) 運転手雇用で、契約金額12,000円/日の場合、公費負担金額は12,000円×雇用日数となる。 例3) 選挙運動用ビラで、契約金額8円/枚の場合、公費負担額は7.51円×作成枚数(上限枚数まで対象)となる。
<p>選挙運動用ポスターの作成</p> <p>※作成枚数に制限はないが、公費負担の対象にできるのは46枚まで ※1枚あたりの上限額2,284円 ※限度額 2,284円×46枚=105,064円</p>	例4) 選挙運動用ポスターで、契約金額2,500円/枚の場合、2,284円×作成枚数(46枚まで対象)が公費負担金額となる。
<p>選挙運動用自動車の燃料費</p> <p>※限度額 38,500円 ⇒算出基準:7,700円×5日=38,500円 (※1日あたりの上限額は無し)</p>	費用総額が限度額を上回る場合、限度額が公費負担金額となる。逆に下回る場合、費用総額が公費負担金額となる。 例) 燃料費の費用総額が45,000円だった場合、公費負担金額は38,500円となる。

3 選挙運動用自動車に係る公費負担手続

I 選挙運動用自動車の一般運送契約(ハイヤー方式)

一般運送契約とは、道路運送法第 3 条第 1 号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として国土交通大臣から免許を受けている業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)と契約する場合、**選挙運動用自動車及びこれに供給する燃料並びに運転手を一括して契約する方法です。**

一般的には、タクシー又はハイヤー等の借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、**一般乗用旅客自動車運送業者に限られます。**

(2) 車両に係る公費負担の対象範囲

自動車に看板、スピーカー等を取り付けるための費用及び当該付帯設備に係る賃借料は、公費負担の対象とはなりません。また、自動車に看板、スピーカー等が取り付けられているいわゆる選挙カーパック料金による選挙運動用自動車の借入れをする場合については、車両本体の基本料金(保険料を含む。)と付帯設備の額を明示した契約を締結することにより、車両本体の基本料金分を公費負担の対象とすることができます。

なお、**公費負担の対象となる台数は、1 日につき 1 台**です。したがって同一の日において 2 台以上の自動車を使用したときは、候補者はいずれか1台を指定してください。

(3) 公費負担限度額

以下の限度額まで公費負担の対象となります。

$$64,500 \text{ 円(1日あたりの上限額)} \times 5 \text{ 日} = 322,500 \text{ 円}$$

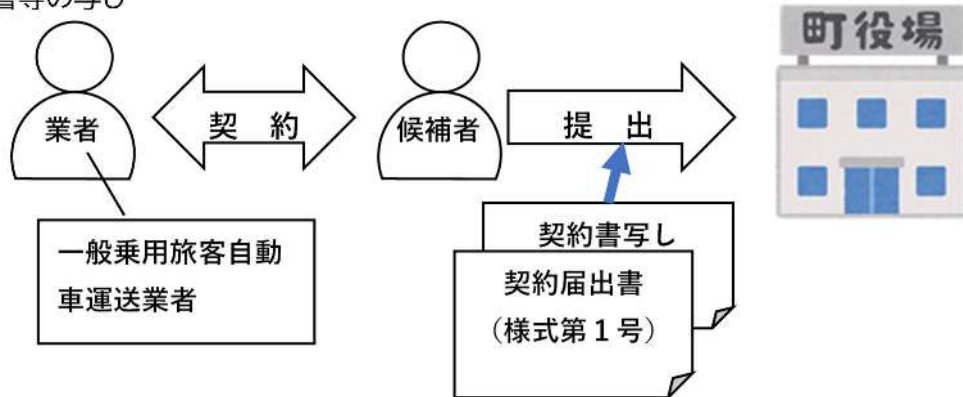
※ 選挙運動の期間は、立候補の届出後から選挙執行日の前日までとされているため、町村の選挙の場合、**公費負担の対象となる期間は最大5日間**となります。次項以降で説明する自動車の借入(個別契約方式)、燃料の供給、運転手の雇用の場合も同様です。

(4) 届出等の手続(ハイヤー方式の場合)

手順1 候補者は、一般乗用旅客自動車運送業者と契約する。⇒契約書の様式については任意のもので構わないが、町で提供する参考様式(様式1)を使ってもよい。

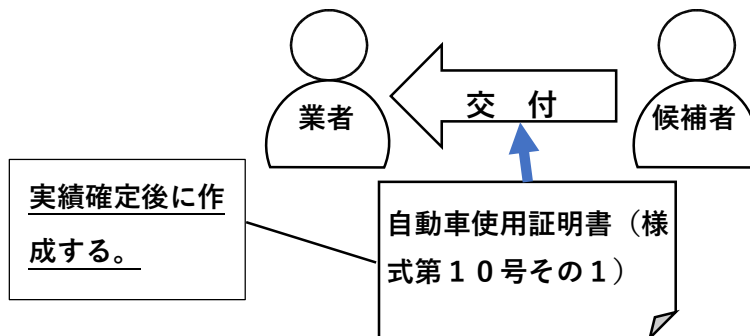
手順2 候補者は、以下の書類を町選管に提出する。※立候補日当日に提出すること。

- 「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第 1 号)
- 契約書等の写し



手順3 候補者は、以下の書類を作成し、契約した一般乗用旅客自動車運送業者に交付する。

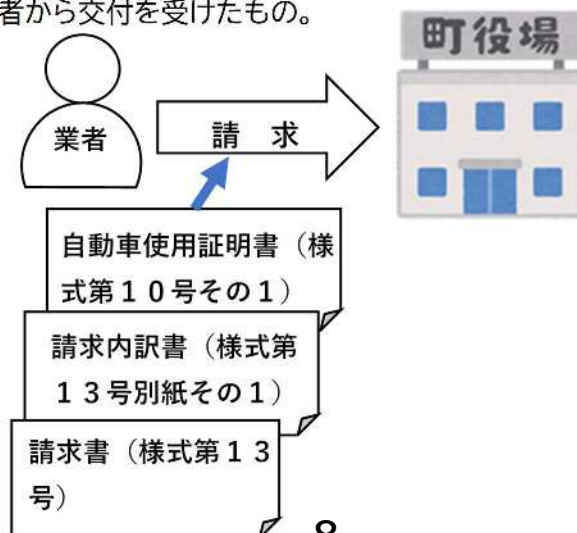
- 「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第 10 号(その 1))



手順4 契約した一般乗用旅客自動車運送業者は、以下の書類を提出し、町に費用請求する。

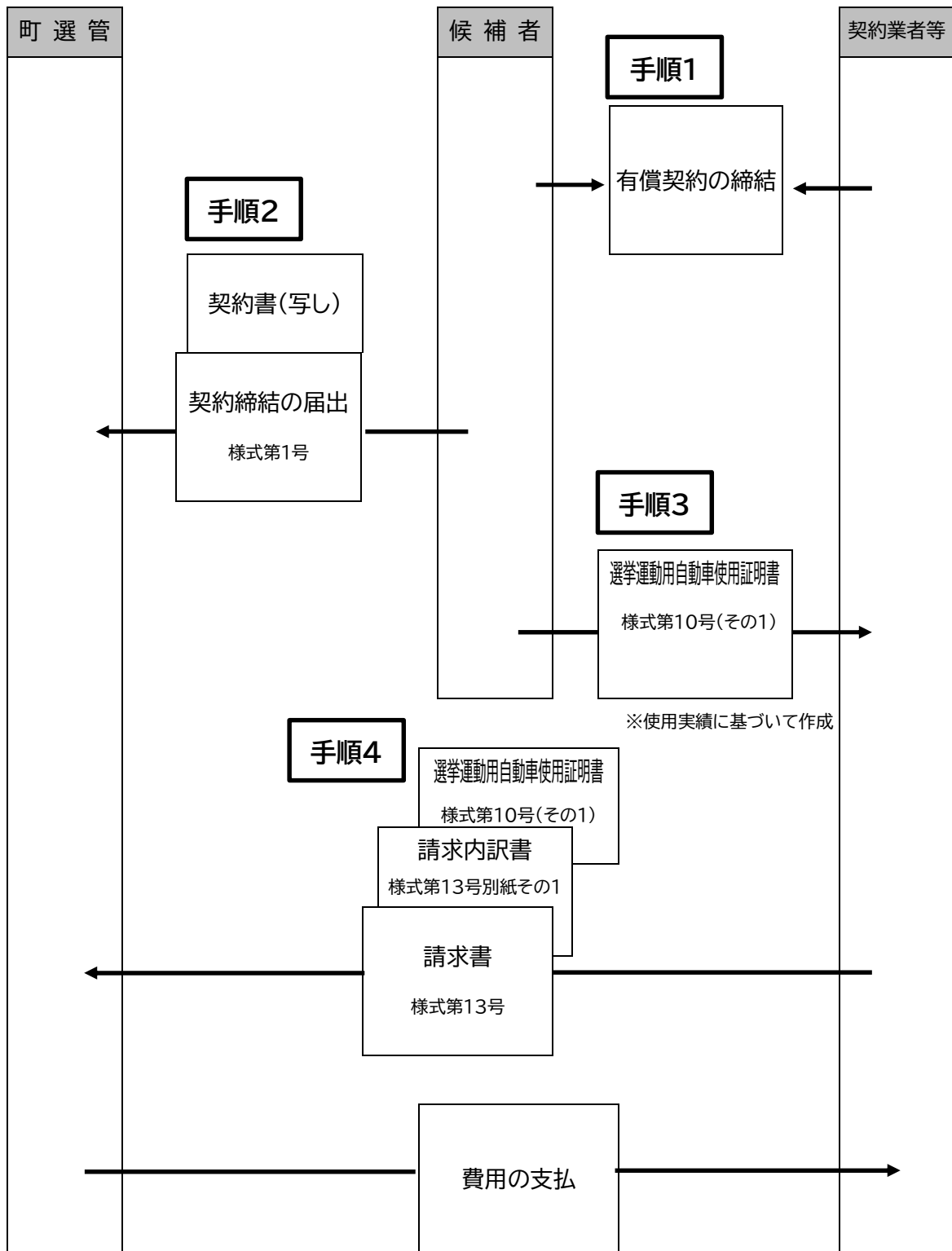
- 「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第 13 号)
- 「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)」(様式第13号(別紙)その1)
- 「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第 10 号(その1))

⇒手順3で候補者から交付を受けたもの。



手続のながれ全体イメージ図(選挙運動用自動車の借入(ハイヤー方式))

※手順は8ページの(4)届出等の手続(ハイヤー方式の場合)とリンクしています。



Ⅱ 選挙運動用自動車の借入、燃料供給、運転手の雇用に係る契約(個別契約方式)

ハイヤー方式と異なり、選挙運動用自動車の借入、燃料供給、運転手の雇用についてそれぞれ契約し、その費用を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

ア 自動車の借入及び運転手の雇用

これらの契約の相手方は、**当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。**

したがって、自家用自動車を国土交通大臣の許可を受けて貸しているいわゆるレンタカー業者と契約することもできますし(**運転手の雇用については、運転手個人と契約を締結する必要があります**)、自家用車を所有している知人等とその自動車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約を業としない知人等と契約した場合においては、相手方が**当該候補者と生計を一にする親族(配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)であるときは、公費負担の適用の対象となりません。**

イ 燃料の供給

契約する業者等は、燃料供給業者に限られます。

(2) 公費負担の対象範囲

ア **看板、スピーカー等に係る費用は、公費負担の対象とはなりません。**

イ 自動車の借入において、**公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。**したがって同一の日において2台以上の自動車を使用したときは、いずれか1台を指定してください。

ウ 燃料費の供給においては、**台数に制限はありませんが、事前に町選管に届出した契約業者からの供給分に限られます。**

エ 運転手の雇用において、**公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。**したがって2人以上の運転手と雇用契約をし、同一の日において複数の運転手が運転業務に従事したときは、いずれか1人を指定してください。

(3) 公費負担限度額

以下の限度額まで公費負担の対象となります。

ア 自動車の借入料 16,100 円(1日あたりの上限額)×5 日=80,500 円

イ 自動車の燃料費 7,700 円×5 日=38,500 円

ウ 運転手への報酬 12,500 円(1日あたりの上限額)×5 日=62,500 円

(4) 届出等の手続(個別契約方式)

手順1 候補者は、業者等と契約する。⇒契約書の様式については任意のもので構わないが、町で提供する参考様式(様式2~4)を使ってもよい。

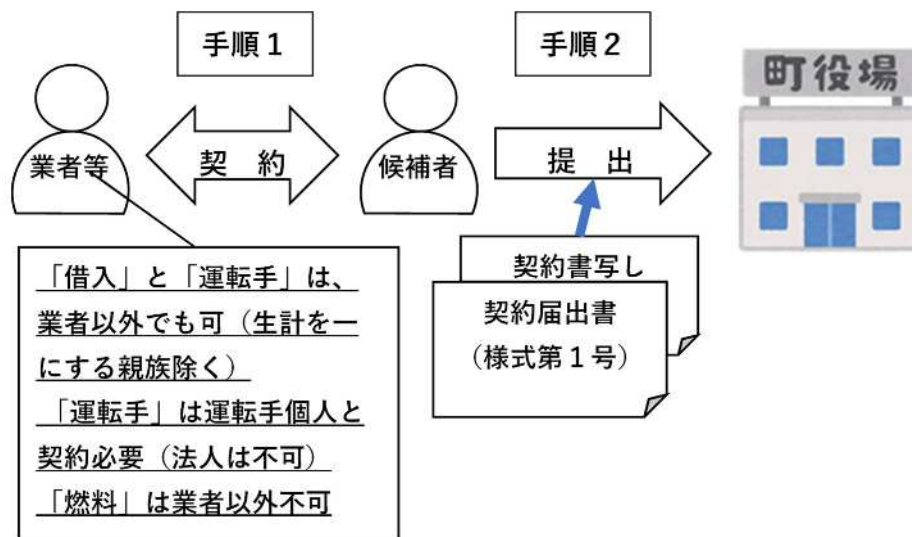
※留意点 自動車の借入、燃料供給、運転手の雇用について、**公費負担の対象としたい場合は、それぞれ業者等ごとに契約する必要がある。**

手順2 候補者は、以下の書類を作成し、町選管に提出する。**※立候補日当日に提出すること。**

- 「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第1号)
- 契約書等の写し

※留意点1 燃料の供給契約をした場合は、様式第1号に供給を受ける選挙運動用自動車のナンバープレートの番号(又は車体番号)を記載すること。また、燃料代について単価契約を締結した場合は、同様式の備考に契約単価を記載すること。

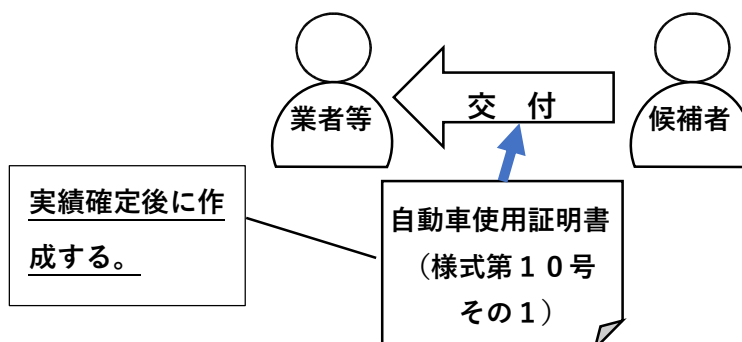
※留意点2 複数の業者と燃料の供給契約した場合は、業者ごとに契約書の写しを提出すること。



手順3 候補者は、「自動車の借入」、「燃料費の供給」、「運転手の雇用」のうち、公費負担の対象とするものについて、それぞれ以下の書類を作成し、町選管や契約した業者等に提出(交付)する。

◎自動車の借入の場合

- 「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第10号(その1))
- ⇒契約した業者等に交付する。



◎燃料の供給の場合

以下の順番のながれとなる。

- ① **候補者は**、燃料の供給を受けた都度、以下の書類を作成し、町選管に提出する。
○「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」(様式第 4 号)
- ② これを受けて**町選管は**、提出された申請書ごとに以下の書類を候補者に交付する。
○「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第 7 号)
- ③ 様式第 7 号の交付を受けたら、**候補者は**、供給を受けた業者に以下の書類を交付する。
○「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第 7 号)
⇒②で町選管から交付されたもの。

○給油伝票の写し

⇒供給を受けた都度、業者から交付されたもの。写しを業者に交付する。

- ④ **候補者は**、供給実績をとりまとめ、供給を受けた業者ごとに以下の書類を交付する。

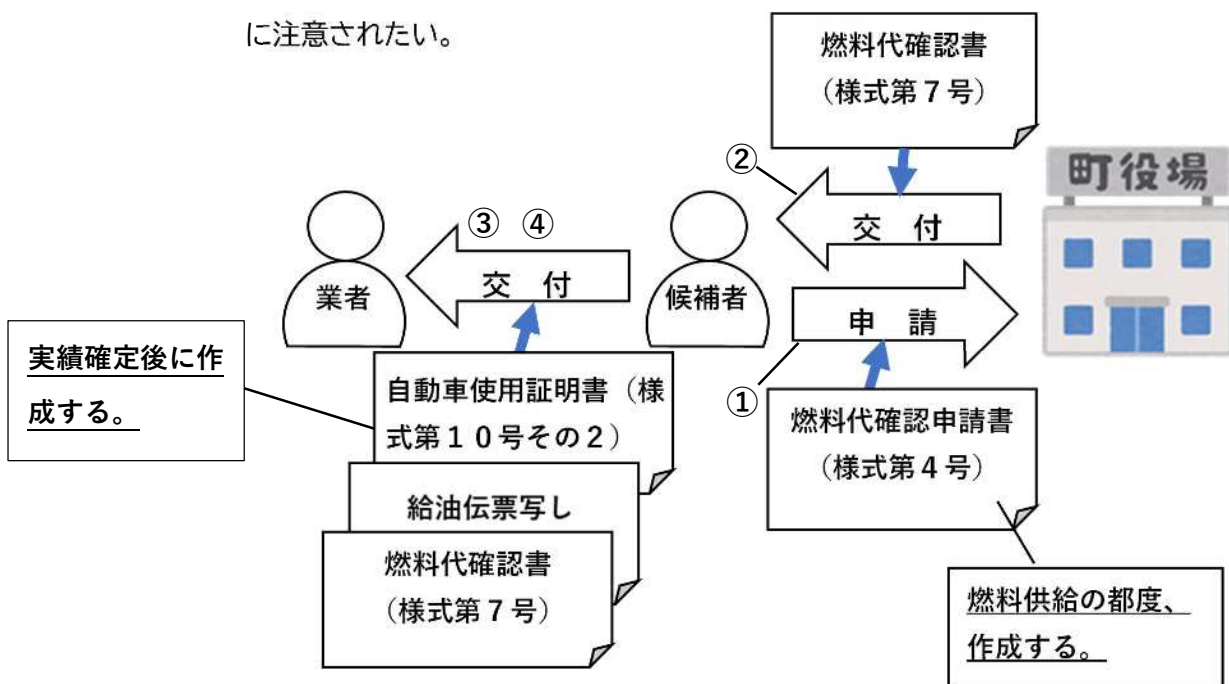
○「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式第 10 号(その 2))

⇒供給を受けた業者ごとにまとめて作成のうえ、業者に交付する。作成のタイミングは、供給実績が確定した時点となる。

※留意点1 「確認申請書」(様式第 4 号)、「使用証明書(燃料)」(様式第 10 号(その 2))は、供給を受けた業者ごとに作成しなければならない。

※留意点2 給油伝票は任意の様式で構わないが、「給油日」、「給油量」、「車番(登録番号)」、「給油金額」が記載されていなければならない。

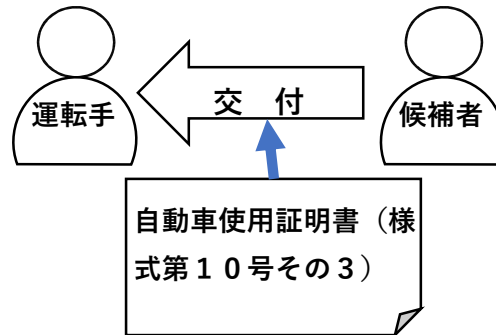
※留意点3 町選管に提出する「確認申請書(様式第 4 号)」及び、供給を受けた業者に提出する「確認書(様式第 7 号)」、「使用証明書(燃料)(様式第 10 号(その 2))」、「給油伝票の写し」は、後日業者ごとにまとめて提出して構わないが、給油伝票は破棄、紛失しないように注意されたい。



◎運転手の雇用の場合

候補者は、以下の書類を作成し、契約した運転手に提出する。

○「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式第 10 号(その 3))



手順4 契約した業者等は、以下の書類を提出し、町に費用請求する。

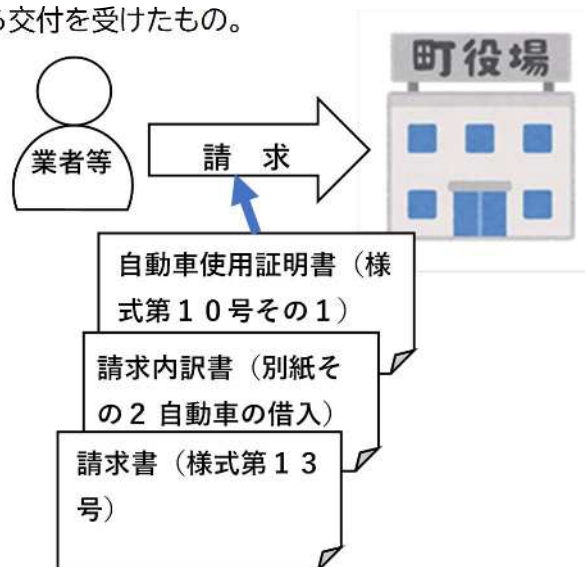
◎自動車の借入の場合

○「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第 13 号)

○「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(1)自動車の借入れ」(様式第 13 号 (別紙)その 2)

○「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第 10 号(その 1))

⇒手順3で候補者から交付を受けたもの。



◎燃料の供給の場合

○「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第 13 号)

○「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(2)燃料代」(様式第 13 号 (別紙)その 2)

○「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第 7 号)

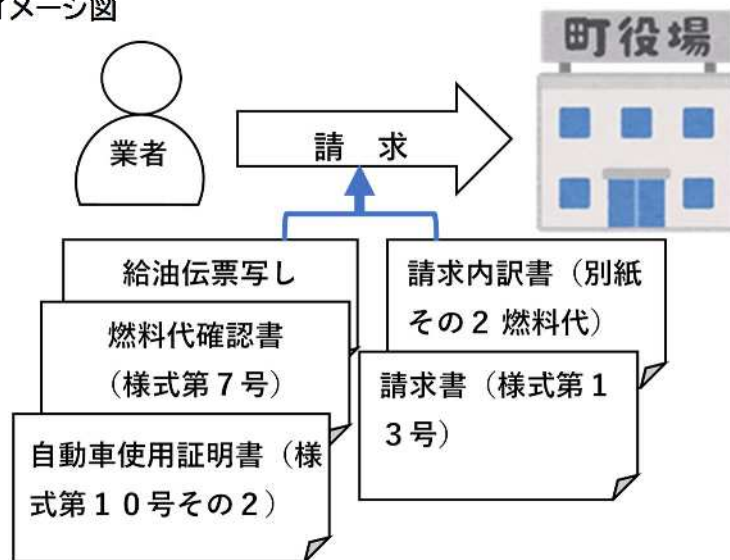
⇒手順3で候補者から交付を受けたもの。

○「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式第 10 号(その 2))

⇒手順3で候補者から交付を受けたもの。

○ 手順3で候補者から受領した給油伝票の写し

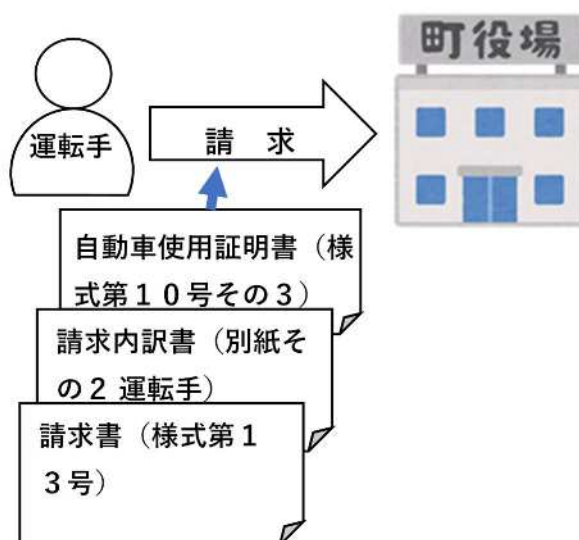
※燃料費の請求イメージ図



◎運転手の雇用の場合

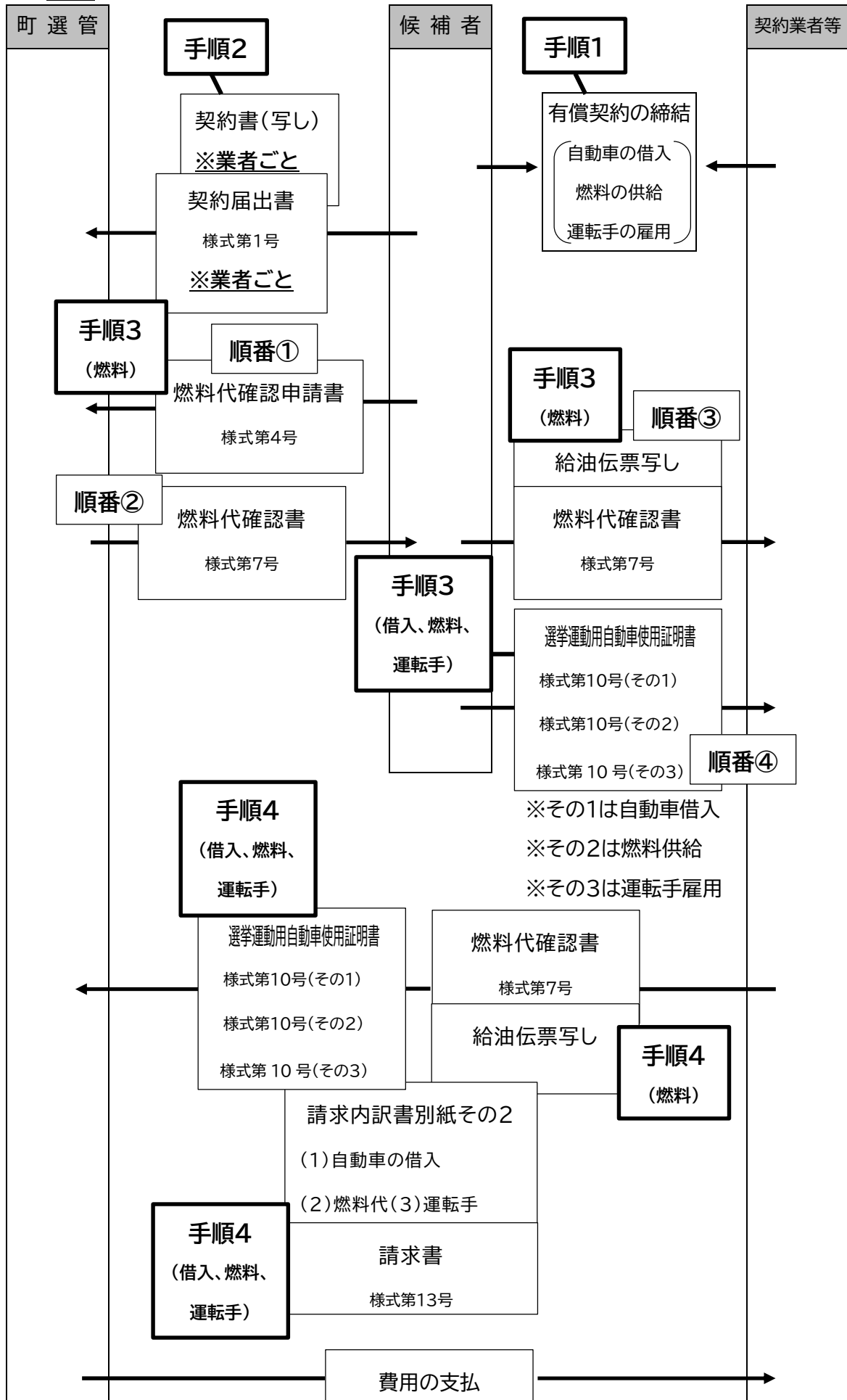
- 「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第 13 号)
 - 「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合) (3)運転手」(様式第 13 号 (別紙)その 2)
 - 「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式第 10 号(その 3))
- ⇒手順3で候補者から交付を受けたもの。

※留意点 「自動車の借入」と「運転手の雇用」を同一の候補者と契約している場合においては、「自動車の借入」と「運転手の雇用」について「請求書(様式第 13 号)」を別々に作成せずに、ひとまとめにして構わない(請求内訳書は借入と雇用別々に作成し、一枚の請求書に添付する)。



手続のながれ全体イメージ図(選挙運動用自動車関係 個別契約方式)

※手順は11~14ページの(4)届出等の手続(個別契約方式の場合)とリンクしています。



4 選挙運動用ビラの作成における公費負担手続

候補者が選挙運動のために頒布できるビラの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、ビラの作成を業とする業者(印刷業者等)に限られます。

(2) 公費負担限度額

以下の限度額まで公費負担の対象となります。

ア 町長選挙 7 円 51 銭(単価上限)×5,000 枚=37,550 円

イ 議会議員選挙 7 円 51 銭(単価上限)×1,600 枚=12,016 円

※ビラの頒布枚数は法律で上限が定められております(町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚まで いずれも2種類以内)。

(3) 届出等の手続

手順1 候補者は、ビラ作成業者と契約する。⇒契約書の様式については任意のもので構わないが、町で提供する参考様式(様式5)を使ってもよい。

手順2 候補者は、以下の書類を町選管に提出する。

- 「選挙運動用ビラ届出書」(公職選挙等執行規程 第 7 号の2様式)
- ビラのサンプル1部
- 「選挙運動用ビラ作成契約届出書」(様式第 2 号)
- 「契約書等の写し」

これら4つは立候補日(選挙の告示日)に提出すること。

- 「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」(様式第 5 号)

⇒発注したビラの納品を受けてから作成、提出する。ビラの枚数は、法定枚数の範囲内であることが必須となる(町長選挙5,000枚、町議会議員選挙1,600枚 いずれも2種類以内)。

上記の書類の提出を受けて、町選管は以下の書類を候補者に交付する。

- 「選挙運動用ビラ交付票」(公職選挙等執行規程 第 7 号の4様式)

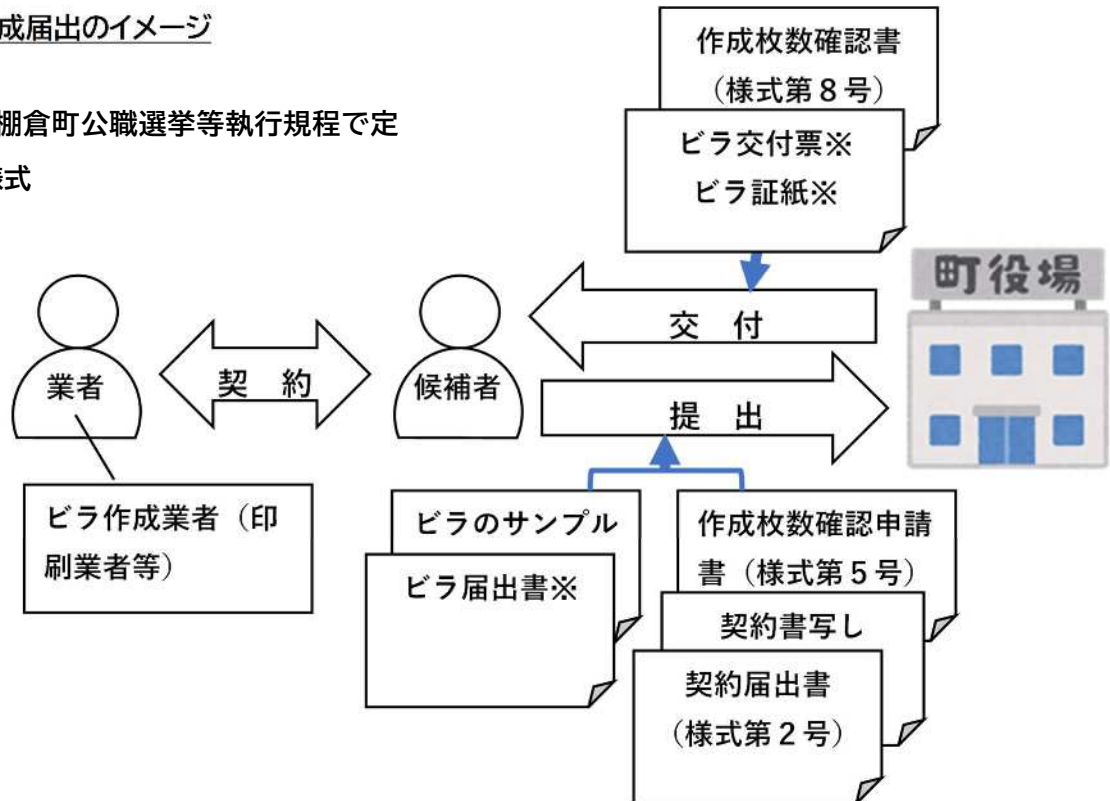
- 「選挙運動用ビラ証紙」(公職選挙等執行規程 第 7 号の3様式)

⇒ビラを頒布するにあたっては、必ず証紙をビラに貼付しなければならない。

- 「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第 8 号)

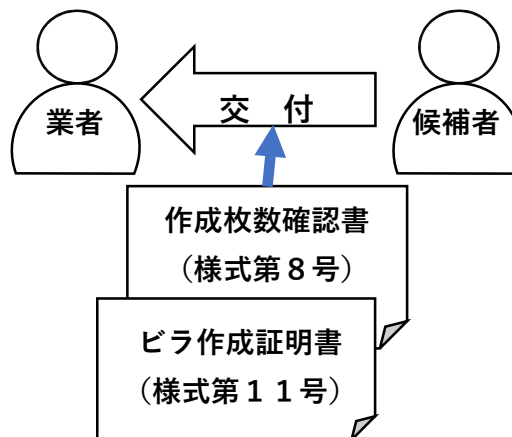
ビラ作成届出のイメージ

※・・・棚倉町公職選挙等執行規程で定める様式



手順3 候補者は、契約した業者に以下の書類を交付する。

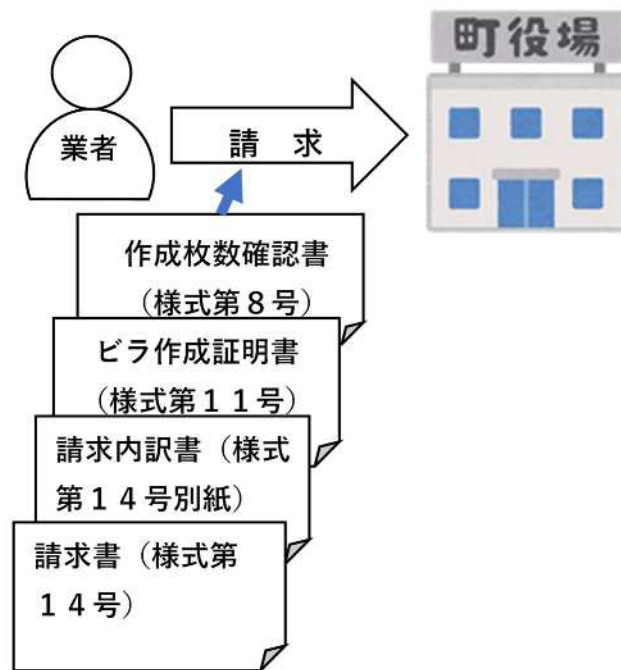
- 「選挙運動用ビラ作成証明書」(様式第 11 号)
⇒候補者が作成して交付する。
- 「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第 8 号)
⇒手順2で町選管から交付を受けたもの



手順4 契約した業者は、以下の書類を町選管に提出し、費用請求する。

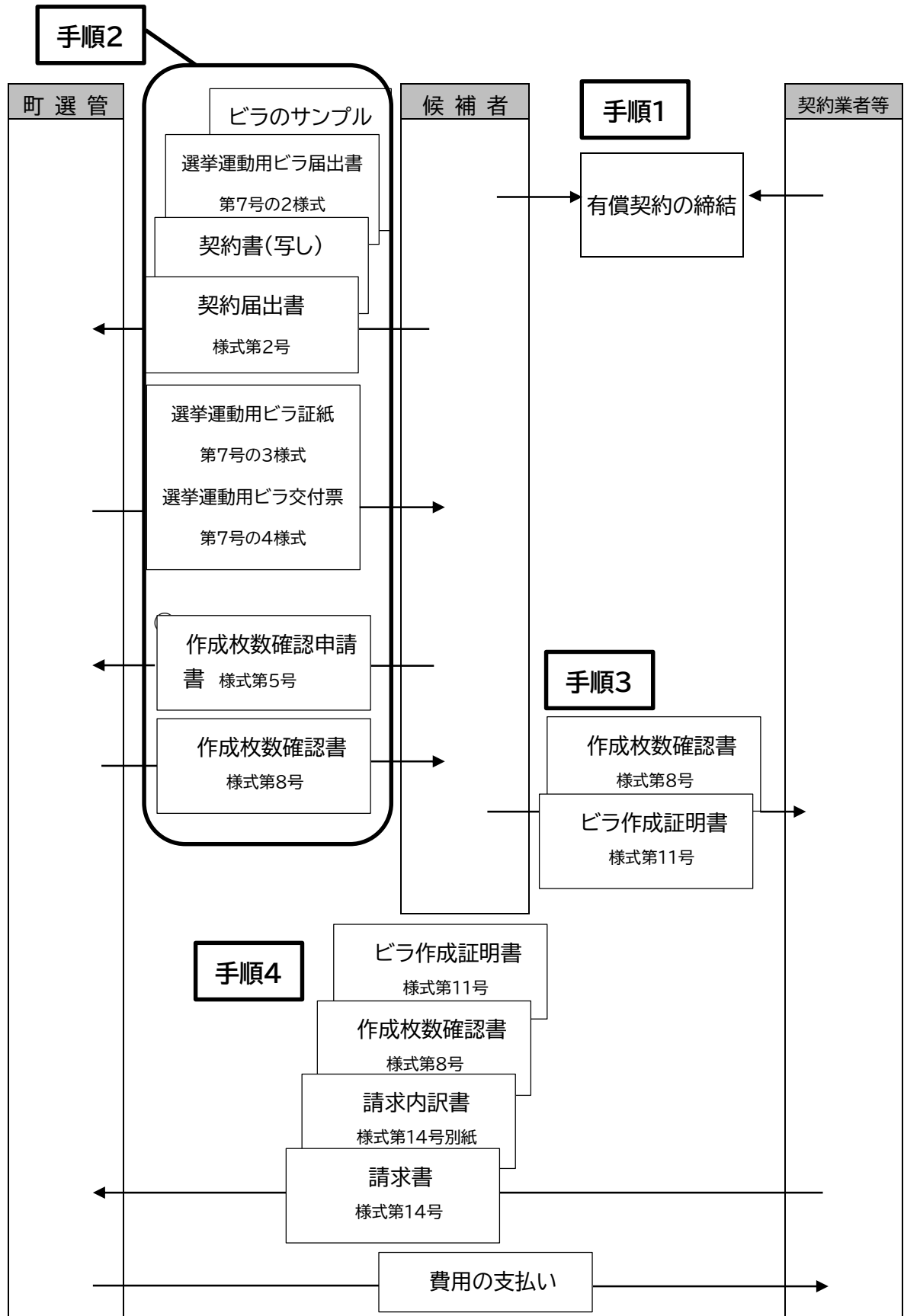
- 「請求書(選挙運動用ビラの作成)」(様式第 14 号)
- 「請求内訳書(選挙運動用ビラの作成)」(様式第 14 号別紙)
- 「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第 8 号)
⇒手順3で候補者から交付を受けたもの
- 「選挙運動用ビラ作成証明書」(様式第 11 号)
⇒手順3で候補者から交付を受けたもの

※ビラ作成費請求のイメージ図



手続のながれ全体イメージ図(選挙運動用ビラ作成)

※手順は16～18ページの(4)届出等の手続とリンクしています。



5 選挙運動用ポスターの作成における公費負担手続

選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約をする業者等は、ポスターの作成を業とする業者(印刷業者等)に限られます。

(2) 公費負担限度額

以下の限度額まで公費負担の対象となります。

限度額 = 単価上限(以下の計算式で算出された金額) × ポスター掲示場の数

ア 単価上限の計算式

$(110\text{円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 100,000\text{円}) \div \text{ポスター掲示場の数}$

⇒以下の金額となります。

$(110\text{円} \times 46 + 100,000\text{円}) \div 46 \div 2,284\text{円}$ (1円未満の端数は切上げ)

イ 限度額の計算式

単価上限 × ポスター掲示場の数

⇒以下の金額となります。

$2,284\text{円} \times 46 = 105,064\text{円}$

※ポスター作成枚数に制限はないが、公費負担の対象になるのは46枚まで。

(3) 届出等の手続

手順1 候補者は、ポスター作成業者と契約する。⇒契約書の様式については任意のもので構わないが、町で提供する参考様式を使ってもよい。

手順2 候補者は、以下の書類を町選管に提出する。

- 「選挙運動用ポスター作成契約届出書」(様式第 3 号)
- 契約書等の写し
- ポスターのサンプル1部

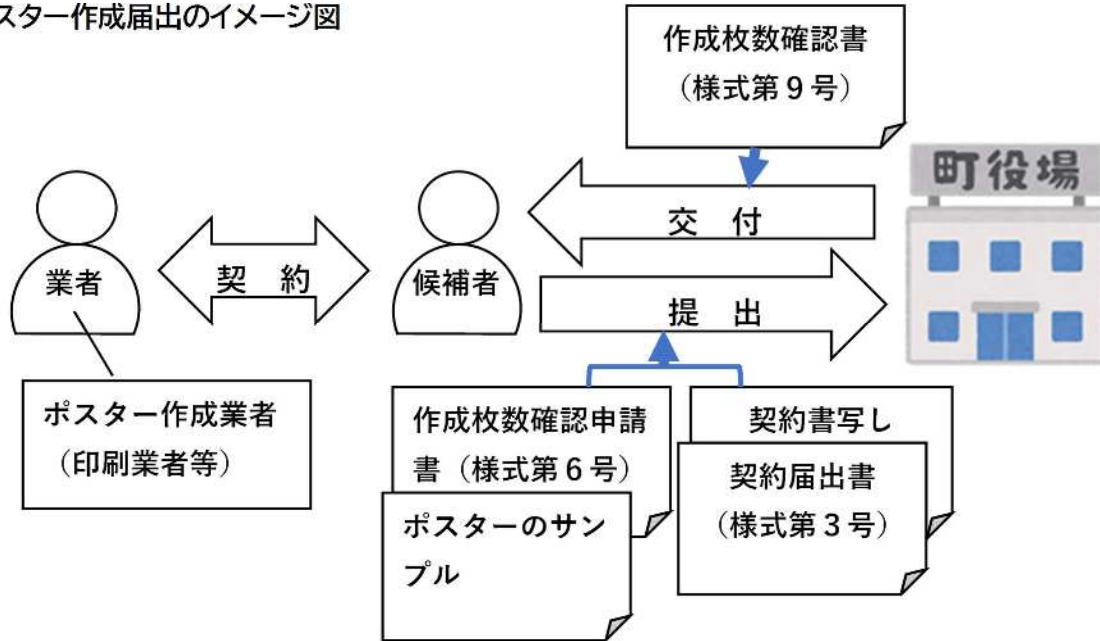
これら3つは立候補日(選挙の告示日)に提出すること。

○「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」(様式第 6 号)

⇒発注したポスターの納品を受けてから作成、提出する。作成枚数に制限はないが、公費負担対象として確認申請するポスターの枚数は、ポスター掲示場の数の範囲内であることが必須となる(46枚以内)。

⇒この申請書の提出を受けて、町選管は、候補者に「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第 9 号)を交付する。

※ポスター作成届出のイメージ図



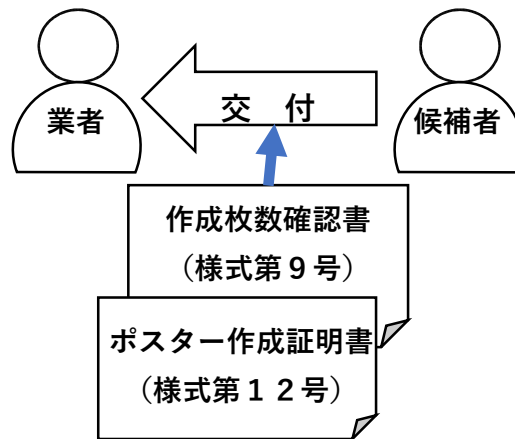
手順3 候補者は、以下の書類を契約した業者に交付する。

○「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第 9 号)

⇒手順2で町選管から交付を受けたもの。

○「選挙運動用ポスター作成証明書」(様式第 12 号)

⇒候補者が作成のうえ交付する。



手順4 契約した業者は、以下の書類を町選管に提出し、費用請求する。

○「請求書(選挙運動用ポスターの作成)」(様式第 15 号)

○「請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)」(様式第 15 号別紙)

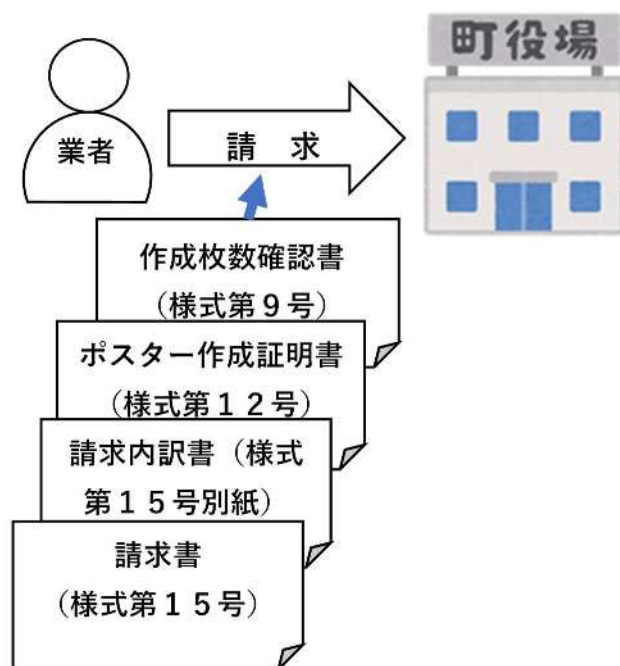
○「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第 9 号)

⇒手順3で候補者から交付を受けたもの。

○「選挙運動用ポスター作成証明書」(様式第 12 号)

⇒手順3で候補者から交付を受けたもの。

※ポスター作成費請求イメージ図



手続のながれ全体イメージ図(選挙運動用ポスター作成)

※**手順**は20~22ページの(4)届出等の手続とリンクしています。

